

学校法人加計学園におけるカスタマーハラスメントに対する基本方針

はじめに

本学園は、教職員の尊厳を守り、健全な職場環境と教育活動に専念できる環境を提供するとともに、学生・生徒等の健全な成長を支援する役割を担っています。本方針は、保護者や関係者の皆様に対して、本学園におけるカスタマーハラスメントへの基本方針を公表し、相互の信頼関係を築くことを目的としています。カスタマーハラスメントへの取り組みを通じて、教職員の保護と教育環境の維持を図り、学生・生徒等のより良い教育環境につなげることを目指します。

1. カスタマーハラスメントの定義

本学園では、厚生労働省による「カスタマーハラスメント対策企業マニュアル」に基づきカスタマーハラスメントを以下のとおり定義します。

『本学園に対する意見・言動のうち、当該意見・言動に含まれる要求の内容の妥当性に照らして、当該要求を実施するための手段・態様が社会通念上不相当なものであって、当該手段・態様により教職員の職場環境又は教育研究環境が害されるもの』

2. カスタマーハラスメントに該当する例

- ・精神的な攻撃(脅迫、名誉毀損、侮辱、暴言等)
- ・身体的な攻撃(暴行、傷害等)
- ・継続的で執拗な言動
- ・拘束的な行動(長時間の電話、過剰な頻度・内容のメール、居座り、不必要な呼出等)
- ・緊急対応以外における勤務時間外の呼び出し(電話、メール等で執拗な回答を要求する行為等)
- ・威圧的な言動、差別的な言動、性的な言動(セクシャルハラスメント該当行為等)
- ・教職員個人及び学校に対する誹謗中傷や個人情報の投稿等(紙面、SNS等のインターネット上 等)
- ・実現不可能な要求・過大な要求
- ・妥当性を欠く金銭補償の要求
- ・合理的理由のない謝罪の要求(土下座の要求等)

※上記は例示であり、これらに限定されるものではありません。

3. カスタマーハラスメントへの対応方針

- ・教職員に対するカスタマーハラスメントが疑われる言動があった場合には、組織として事実確認を行ったうえで、毅然と対応します。
- ・本学園がカスタマーハラスメントに該当すると判断した場合は、教職員への安全配慮義務に基づき、該当する事案への以後の対応をお断りさせていただきます。また、必要に応じて警察・弁護士等への外部専門家への連絡や相談のうえ、法的措置等も含め厳正に対処します。

4. 教職員への支援体制

- ・教職員への研修を通じて、対応能力の向上を図るとともに、ハラスメントに関する窓口を設置しており、迅速かつ適切に対応します。

5. 本方針の改廃

本方針に見直しの必要性が生じた場合は、理事会の決議により改正する。

附 則(令和8年9月29日 第5回理事会)

この基本方針は、令和8年10月1日から施行する